

教 育 委 員 会 会 議

日時 令和4年12月22日（木）

午前8時45分

場所 教育委員会室

< 次 第 >

1 開 会

2 教育長の報告

報告第11号 令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

3 議 事

議案第68号 さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

議案第69号 さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

議案第70号 さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第71号 さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

議案第72号 さいたま市いじめのない学校づくり推進委員会委員の委嘱について [非公開案件]

議案第73号 令和5年度全国学力・学習状況調査について

4 閉 会

報告第11号

臨時代理の報告について

臨時代理した下記のことについて、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第5条第2号の規定により、別紙のとおりこれを報告する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について

臨時代理書

下記の件は、緊急に処理する必要があると認められ、かつ、教育委員会の会議を招集するいとまがないので、さいたま市教育委員会教育長に対する事務委任規則（平成13年さいたま市教育委員会規則第7号）第4条の規定により、別紙のとおり市長に申出することを臨時代理する。

令和4年12月12日

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

記

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）について（別紙）

別表

歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
18 国庫支出金		13,502,873	1,800	13,504,673
	2 国庫補助金	1,217,398	1,800	1,219,198
歳入合計		14,157,541	1,800	14,159,341

歳出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
10 教育費		99,059,194	1,800	99,060,994
	8 特別支援学校費	1,227,604	1,800	1,229,404
歳出合計		99,059,194	1,800	99,060,994

補正予算説明書

歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	説 明
18 国庫支出金	13,502,873	1,800	13,504,673	
2 国庫補助金	1,217,398	1,800	1,219,198	
8 教育費国庫補助金	1,217,398	1,800	1,219,198	1 学校安全特別対策事業費補助金 1,800
歳 入 合 計	14,157,541	1,800	14,159,341	

歳 出

(単位 千円)

款 項 目	補正前の額	補 正 額	計	補正額の財源内訳		説 明
				特定財源	一般財源	
10 教育費	99,059,194	1,800	99,060,994	1,800	0	
8 特別支援学校費	1,227,604	1,800	1,229,404	1,800	0	
2 学校管理費	207,023	1,800	208,823	1,800	0	1 特別支援学校管理運営事業 (特別支援教育室) 1,800
歳 出 合 計	99,059,194	1,800	99,060,994	1,800	0	

提案理由

令和4年度さいたま市一般会計補正予算（教育費）は、12月定例会に追加提出する、国の令和4年度補正予算に伴い、特別支援学校における送迎用バスに安全装置を設置するための経費について、市長に申出するものです。

令和4年度12月補正予算（追加提出）

事務事業概要

事務事業名 特別支援学校管理運営事業（特別支援教育室）		補正額	1,800
局/部/課	教育委員会事務局/学校教育部/特別支援教育室	〔財源内訳〕	
款/項/目	10款 教育費/8項 特別支援学校費/2目 学校管理費	18款 国庫支出金	1,800
予算書P. 25 <事業の目的・内容> 市立特別支援学校児童生徒の通学バス運行の業務委託を行います。また、市立特別支援学校における医療的ケア指導医の委嘱や、教職員の特別支援教育に関する研修等を実施します。さらに、ひまわり特別支援学校に知的障害教育部門高等部の設置準備を行います。			
<補正の目的・内容> 国の令和4年度補正予算に伴い、特別支援学校における送迎用バスへの安全装置の設置を実施するための経費について、補正を行うものです。		補正前予算額	99,521
<主な事業> 1 送迎用車両への安全装置の設置 1,800 [参考] 送迎用車両に安全装置を設置します(対象施設2校)。 事業スケジュール ・令和5年3月 設置完了			

議案第68号

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例

さいたま市教職員定数条例（平成29年さいたま市条例第16号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(定数)	(定数)
第3条 教職員の定数は、 <u>6, 435</u> 人とする。 2・3 [略]	第3条 教職員の定数は、 <u>6, 064</u> 人とする。 2・3 [略]

附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

さいたま市教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1 提案理由

- ・ 35人学級の実施によって小学校の学級数が増加したこと等に伴い、所要の改正を行うため市長に申出するものです。

2 改正の概要

- ・ 教職員定数の改正（第3条関係）

現行	改正後	増員数
6,064人	6,435人	371人

(施行期日) 令和5年4月1日

教職員定数条例の一部を改正する条例の制定について

1. 改正の経緯

- ・児童生徒数の増加や小学校 35 人学級の影響により、令和 5 年度には実際の教職員数が条例上の定数を超えてしまう可能性が高いため、条例改正を行う。

条例上の定数と実職員数との差分（H30～R4 年度）

	H30. 4. 1	H31. 4. 1	R2. 4. 1	R3. 4. 1	R4. 4. 1
定数 (ア)	5,981	6,064	6,064	6,064	6,064
実職員数 (イ)	5,731	5,790	5,834	5,902	5,989
(前年度比)	-	(+59)	(+44)	(+68)	(+87)
差分 (ア-イ)	250	274	230	162	75

2. 改正の内容

- ・現行の 6,064 人から、6,435 人へ改正する。
- ・小学校全学年での 35 人学級が完成する、令和 7 年度までの定数を見込む。
- ・実際の教職員数との余裕幅を持たせるため、「あと 5 人増えたら 1 学級増」となる学年を +1 学級として定数を算出する。

教職員定数の内訳（R5～R7 年度）

校種	内訳	算定方法	R5			R6			R7			
			算定数	実際の 配当 見込数	差分	算定数	実際の 配当 見込数	差分	算定数	実際の 配当 見込数	差分	
			【a】	【b】	【a-b】	【a】	【b】	【a-b】	【a】	【b】	【a-b】	
小・中 (中等前期含む) ・特	基礎 定数	小	「あと5人増えたら1学級増」となる学年を+1学級とする	3,597	3,508	89	3,664	3,564	100	3,732	3,628	104
		中		1,973	1,935	38	1,966	1,929	37	1,951	1,916	35
	特	令和5年度の児童生徒見込数を基に、知的高等部の学級増を考慮して算出	105	105	0	108	108	0	111	111	0	
	加配 定数	国の加配	令和5年度概算要求の内容を基に、要求見込数を加えて算出	341	341	0	350	350	0	360	360	0
	その他	病気休暇・介護休暇代替	過去3年度の実績から見込数を算出	25	25	0	25	25	0	25	25	0
在外派遣		新規派遣を毎年度2名と見込んで算出	7	7	0	6	6	0	6	6	0	
高(中等後期含む)		令和5年度以降、後期課程の増加を見込んだ定員計画に基づき、配置する教職員数とする	236	236	0	250	250	0	250	250	0	
合計			6,284	6,157	127	6,369	6,232	137	6,435	6,296	139	

議案第69号

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定について

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例の制定を、別紙のとおり市長に申出する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

さいたま市学校給食の実施及び学校給食費の管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、学校給食法（昭和29年法律第160号。次条において「法」という。）第4条及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号。次条において「特別支援学校給食法」という。）第3条の規定に基づく本市の学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 学校給食 法第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食をいう。
- (2) 学校給食費 法第11条第2項に規定する学校給食費及び特別支援学校給食法第5条第1項に規定する経費以外の特別支援学校給食法第2条に規定する学校給食に要する経費をいう。
- (3) 学校給食費負担者 学校給食を受ける児童又は生徒の保護者等（児童又は未成年の生徒については学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者、成年に達した生徒についてはその者の就学に要する経費を負担する者をいう。）その他学校給食の提供を受ける者をいう。

(学校給食の実施)

第3条 本市は、さいたま市立学校設置条例（平成13年さいたま市条例第113号）別表に規定する学校（高等学校及び中等教育学校後期課程を除く。）において学校給食を実施するものとする。

(学校給食費の徴収及び納付)

第4条 市長は、学校給食費負担者から学校給食費を徴収する。

- 2 学校給食費負担者は、学校給食費を規則で定める日までに納付しなければならない。
- 3 学校給食費の額は、規則で定める。

(学校給食費の減免)

第5条 市長は、特別の理由があると認めるときは、規則で定めるところにより、学校給食費を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第6条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の規定は、この条例の施行の日以後の学校給食の実施及び学校給食費の管理について適用する。

提案理由

学校給食費の公会計化にあたって、本市の学校給食の実施及び学校給食費の管理に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するもの。

なお、施行期日は、令和6年4月1日です。

議案第70号

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則
さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第27号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあつては「改正部分」と、改正後の欄にあつては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の110</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の130</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の50</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の60</u>)</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の105</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の135</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の50</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の60</u>)</p>	<p>(勤勉手当の成績率)</p> <p>第24条 成績率は、次の各号に掲げる教職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内で、委員会が定めるものとする。</p> <p>(1) 次号に掲げる教育職員以外の教職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の100</u> (条例第25条において読み替えて準用する職員給与条例第27条第2項に規定する特定管理教育職員（以下この号及び次号において「特定管理教育職員」という。）にあつては、<u>100分の120</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p> <p>(2) 高等学校又は中等教育学校の教育職員</p> <p>ア 再任用教職員以外の教職員 <u>100分の95</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の125</u>)</p> <p>イ 再任用教職員 <u>100分の45</u> (特定管理教育職員にあつては、<u>100分の55</u>)</p>

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(適用)

- 2 この規則による改正後のさいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条の規定は、令和4年12月1日から適用する。

さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市人事委員会からの給与等に関する報告及び勧告を踏まえ、さいたま市教職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則第24条に規定する教職員の勤勉手当の成績率を変更するもの。

2 改正の概要

教職員の勤勉手当の成績率を次のように変更するもの。

高等学校又は中等教育学校の教 育職員以外の教職員	令和4年度12月期	
	改定前	改定後
一般教職員 (教諭等)	100/100 (45/100)	110/100 (50/100)
特定管理教育職員 (校長、副校長、教頭)	120/100 (55/100)	130/100 (60/100)

高等学校又は中等教育学校の 教育職員	令和4年度12月期	
	改定前	改定後
一般教職員 (副校長、教頭、教諭等)	95/100 (45/100)	105/100 (50/100)
特定管理教育職員 (校長)	125/100 (55/100)	135/100 (60/100)

※かっこ内は再任用教職員の成績率

(施行期日) 公布の日 (適用期日) 令和4年12月1日

議案第71号

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則を、別紙のとおり制定する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

別紙

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（平成29年さいたま市教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第6(1)及び(2)の表を次のように改める。

別表第6（第20条関係）

(1) 教育職給料表(1)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	1	1	1	1
11	1	1	1	1
12	1	1	1	1
13	1	1	1	1
14	1	1	1	1
15	1	1	1	1
16	1	1	1	1
17	1	1	1	1
18	1	1	1	1
19	1	1	1	1
20	1	1	1	1
21	1	1	1	1
22	2	1	1	1
23	3	1	1	1
24	4	1	1	1
25	5	1	1	1
26	6	2	2	1
27	7	3	3	1
28	8	4	4	1
29	9	5	5	1
30	10	6	6	1
31	11	7	7	1
32	12	8	8	1
33	13	9	9	1
34	14	10	10	1
35	15	11	11	1
36	16	12	12	1
37	17	13	13	1
38	18	14	14	1
39	19	15	15	1
40	20	16	16	1
41	21	17	17	1
42	22	18	18	2
43	23	19	19	3
44	24	20	20	4
45	25	21	21	5
46	26	22	22	6
47	27	23	23	7
48	28	24	24	8
49	29	25	25	9
50	29	26	26	10
51	30	27	27	11
52	30	28	28	12
53	31	29	29	13
54	31	30	30	14
55	32	31	31	15
56	32	32	32	16
57	33	33	33	17
58	33	34	34	18
59	33	35	35	19
60	34	36	36	20
61	34	37	37	21
62	34	38	38	22
63	35	39	39	23
64	35	40	40	24
65	35	41	41	25
66	36	42	42	25
67	36	43	43	26
68	36	44	44	26
69	37	45	45	27
70	38	46	46	27
71	39	47	47	28
72	40	48	48	28
73	41	49	49	29
74	41	50	50	29
75	42	51	51	30
76	42	52	52	30
77	43	53	53	31
78	43	54	54	31

79	44	55	55	32
80	44	56	56	32
81	45	57	57	33
82	45	58	58	33
83	46	59	59	33
84	46	60	60	33
85	47	61	61	34
86	47	62	61	34
87	48	63	62	34
88	48	64	62	34
89	49	65	63	35
90	49	66	63	35
91	50	67	64	35
92	50	68	64	35
93	51	69	65	36
94	51	70	66	36
95	52	71	67	36
96	52	72	68	36
97	53	73	69	37
98	53	74	69	37
99	54	75	69	38
100	54	76	70	38
101	55	77	70	39
102	55	78	70	
103	56	79	71	
104	56	80	71	
105	57	81	71	
106	57	81	72	
107	57	82	72	
108	58	82	72	
109	58	83	73	
110	58	83	73	
111	59	84	73	
112	59	84	74	
113	59	85	74	
114	60	85	74	
115	60	86	75	
116	60	86	75	
117	61	87	75	
118	61	87		
119	61	88		
120	61	88		
121	61	89		
122	62	89		
123	62	89		
124	62	89		
125	62	89		
126	62	90		
127	63	90		
128	63	90		
129	63	90		
130	63	90		
131	63	91		
132	64	91		
133	64	91		
134	64	91		
135	64	91		
136	64	92		
137	65	92		
138	65	92		
139	65	92		
140	65	92		
141	65	93		
142	66	93		
143	66	93		
144	66	94		
145	66	94		
146	66	94		
147	67	95		
148	67	95		
149	67	95		
150	67			
151	67			
152	68			
153	68			

(2) 教育職給料表(2)昇格時号給対応表

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給			
	2級	特2級	3級	4級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	1	1	1	1
7	1	1	1	1
8	1	1	1	1
9	1	1	1	1
10	2	1	2	1
11	3	1	3	1
12	4	1	4	1
13	5	1	5	1
14	6	1	6	1
15	7	1	7	1
16	8	1	8	1
17	9	1	9	1
18	10	1	10	1
19	11	1	11	1
20	12	1	12	1
21	13	1	13	1
22	14	1	14	1
23	15	1	15	1
24	16	1	16	1
25	17	1	17	1
26	18	1	18	1
27	19	1	19	1
28	20	1	20	1
29	21	1	21	1
30	22	1	22	1
31	23	1	23	1
32	24	1	24	1
33	25	1	25	1
34	26	1	26	1
35	27	1	27	1
36	28	1	28	1
37	29	1	29	1
38	30	2	30	1
39	31	3	31	1
40	32	4	32	1
41	33	5	33	1
42	34	6	34	1
43	35	7	35	1
44	36	8	36	1
45	37	9	37	1
46	38	10	38	1
47	39	11	39	1
48	40	12	40	1
49	41	13	41	1
50	41	14	42	1
51	41	15	43	1
52	42	16	44	1
53	42	17	45	1
54	42	18	46	1
55	43	19	47	1
56	43	20	48	1
57	43	21	49	1
58	44	22	50	2
59	44	23	51	3
60	44	24	52	4
61	45	25	53	5
62	45	26	54	6
63	46	27	55	7
64	46	28	56	8
65	47	29	57	9
66	47	30	58	10
67	48	31	59	11
68	48	32	60	12
69	49	33	61	13
70	49	34	62	14
71	50	35	63	15
72	50	36	64	16
73	51	37	65	17
74	51	38	66	18
75	52	39	67	19
76	52	40	68	20
77	53	41	69	20

78	53	42	70	20
79	54	43	71	20
80	54	44	72	20
81	55	45	73	21
82	55	46	73	21
83	56	47	74	21
84	56	48	74	21
85	57	49	75	21
86	58	50	75	22
87	59	51	76	22
88	60	52	76	22
89	61	53	77	22
90	61	54	78	22
91	61	55	79	23
92	62	56	80	23
93	62	57	80	23
94	62	58	80	23
95	63	59	80	23
96	63	60	81	23
97	63	61	81	24
98	64	62	81	24
99	64	63	81	24
100	64	64	82	24
101	65	65	82	25
102	65	66	82	25
103	65	67	82	25
104	65	68	83	25
105	65	69	83	25
106	65	70	83	26
107	65	71	83	26
108	66	72	84	26
109	66	73	84	26
110	66	74	84	26
111	66	75	84	27
112	66	76	84	27
113	66	77	85	27
114	66	77	85	27
115	67	78	86	27
116	67	78	86	28
117	67	79	87	28
118	67	79		
119	67	80		
120	67	80		
121	67	81		
122	68	82		
123	68	83		
124	68	84		
125	68	85		
126		86		
127		87		
128		88		
129		89		
130		89		
131		90		
132		90		
133		90		
134		90		
135		91		
136		91		
137		91		
138		91		
139		92		
140		92		
141		92		
142		92		
143		93		
144		93		
145		93		
146		93		
147		94		
148		94		
149		94		
150		94		
151		95		
152		95		
153		95		
154		96		
155		96		
156		96		
157		97		
158		97		
159		98		
160		98		
161		99		

附 則

(施行期日等)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正後の規則」という。）別表第6の規定は、令和4年4月1日から適用する。

(経過措置)

- 2 令和4年4月1日からこの規則の施行の日の前日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、改正後の規則の規定による号給がこの規則による改正前のさいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定による号給に達しない教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、改正後の規則の規定にかかわらず、改正前の規則の規定による号給とするものとする。
- 3 この規則の施行の日から令和5年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった教職員及び降格、昇給又は復職等における号給の調整以外の事由によりその受ける号給に異動のあった教職員のうち、前項の規定の適用を受ける教職員との均衡上必要があると認められる教職員の、当該適用又は当該異動の日における号給については、なお従前の例によることができる。

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則の制定について

1 提案理由

さいたま市教職員の給与に関する条例の一部改正に伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正の概要

さいたま市教職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則に規定する昇格時号給対応表を改正するもの。

(施行期日) 公布の日 (適用期日) 令和4年4月1日

議案第73号

令和5年度全国学力・学習状況調査について

令和5年度全国学力・学習状況調査について、別紙のとおり対応する。

令和4年12月22日提出

さいたま市教育委員会
教育長 細田 眞由美

令和5年度全国学力・学習状況調査について

I 令和5年度全国学力・学習状況調査の概要

1 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2 調査の対象

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年の全児童

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年の全生徒

3 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査（国語及び算数）、中学校調査（国語、数学及び英語）

(イ) 出題内容

①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能 等

②知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力 等
調査問題では、上記①と②を一体的に問う

(ウ) 出題形式

- ・国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入
- ・英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入。「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式

(エ) その他

- ・英語「話すこと」の調査は、全ての中学校で端末を活用したオンラインによる回答方式で実施（実施期間は4月19日～5月26日）

イ 質問紙調査

- ・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
- ・一部の学校で、端末を活用したオンラインによる回答方式で実施
※本市は、全校がオンライン実施希望。実施校抽出連絡は2月10日以降

(2) 学校質問紙調査

指導方法に関する取組、人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

4 調査実施日

令和5年4月18日（火）

※英語「話すこと」に関するオンライン調査期間（令和5年4月19日～5月26日）

なお、「話すこと」に関するオンライン実施日は各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に実施

※児童生徒質問紙オンライン調査期間（令和5年4月10日～5月16日）

II さいたま市の対応

- 調査に参加する。

令和5年度全国学力・学習状況調査に関する実施要領

令和4年12月7日
文 部 科 学 省

1. 調査の目的

義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るとともに、学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。さらに、そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

2. 調査の名称

令和5年度全国学力・学習状況調査

3. 調査の対象

(1) 国・公・私立学校の以下の学年の原則として全児童生徒を対象とする。なお、公立学校には公立大学法人が設置する学校（以下「公立大学附属学校」という。）を含むものとする。

ア 小学校調査

小学校第6学年、義務教育学校前期課程第6学年、特別支援学校小学部第6学年

イ 中学校調査

中学校第3学年、義務教育学校後期課程第3学年、中等教育学校前期課程第3学年、特別支援学校中学部第3学年

(2) 特別支援学校及び小中学校の特別支援学級に在籍している児童生徒のうち、調査の対象となる教科について、以下に該当する児童生徒は、調査の対象としないことを原則とする。

ア 下学年の内容などに代替して指導を受けている児童生徒

イ 知的障害者である児童生徒に対する教育を行う特別支援学校の教科の内容の指導を受けている児童生徒

(3) 右耳・左耳それぞれの平均聴力レベルが60デシベル以上の生徒は、中学校の教科に関する調査の英語のうち「聞くこと」及び「話すこと」に関する調査の対象としないこととすることができる。

4. 調査事項

(1) 児童生徒に対する調査

ア 教科に関する調査

(ア) 小学校調査は、国語及び算数とし、中学校調査は、国語、数学及び英語とする。

(イ) 出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関し、以下のとおりとする。

- ① 身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ② 知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等

(ウ) 調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。出題形式については、国語及び算数・数学においては、記述式の問題を一定割合で導入する。英語においては、「聞くこと」、「読むこと」、「話すこと」及び「書くこと」に関する問題を出題し、記述式の問題を一定割合で導入するとともに、「話すこと」に関する問題の解答は、原則として口述式によるものとする。

イ 質問紙調査

調査する学年の児童生徒を対象に、学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する質問紙調査（以下、児童を対象とする場合は「児童質問紙調査」、生徒を対象とする場合は「生徒質問紙調査」、児童及び生徒を対象とする場合は「児童生徒質問紙調査」という。）を実施する。

(2) 学校質問紙調査

学校における指導方法に関する取組や学校における人的・物的な教育条件の整備の状況等に関する質問紙調査（以下「学校質問紙調査」という。）を実施する。

5. 調査実施日等

(1) 児童生徒に対する調査（調査の時間割モデルは別紙1）

調査の実施日は、令和5年4月18日火曜日（以下「調査日」という。）とする。

ア 小学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語及び算数それぞれ45分とする。

(イ) 児童質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

イ 中学校調査

(ア) 教科に関する調査の調査時間は、国語、数学及び英語それぞれ50分とする。なお、英語の調査時間は「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題は45分とし、「話すこと」に関する問題は5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度とする。

(イ) 国語、数学及び英語（うち「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」）については調査日に実施する。英語「話すこと」については、調査日には文部科学省が指定する一部の中学校（500校程度。以下「当日実施校」という。）で実施する。その他の中学校（以下「期間内実施校」という。）については、令和5年4月19日水曜日から同年5月26日金曜日までの間で、各学校の希望する日にちを踏まえて調整を行い、学校ごとに文部科学省が指定する日に適切に分散して実施する。

(ウ) 生徒質問紙調査は、各学校の状況に応じて適切に実施する。

(2) 学校質問紙調査

令和5年4月に実施する。

- (3) 調査実施に関するスケジュール
別紙2のとおりとする。

6. 調査の実施体制

調査の実施体制は以下のとおりとする（調査の実施系統図は別紙3・別紙4）。

- (1) 調査は、文部科学省が、学校の設置管理者である都道府県教育委員会、市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等（以下「参加主体」という。）の協力を得て実施する。
- (2) 都道府県教育委員会は、域内の市町村教育委員会に対して指導・助言・連絡等をするなど調査に協力する。また、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (3) 都道府県知事は、私立学校の所轄庁として調査に協力する。
- (4) 市町村教育委員会、学校法人、国立大学法人、公立大学法人等は、学校の設置管理者として調査に協力し、自らが設置管理する学校に対して指示・指導・助言等をするなどにより調査に当たる。
- (5) 学校は、校長を調査責任者として、設置管理者である市町村教育委員会等の指示・指導・助言等に基づき調査に当たる。

7. 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の実施にかかる特例的な措置

英語「話すこと」に関する調査は、ICT端末を活用し、文部科学省CBTシステム（MEXCBT：メクビット）を用いたオンラインの音声録音方式で実施するものであり、各学校のICT環境が様々であることから、令和5年度については、特例的な措置として、以下のとおり取り扱うこととする。

- (1) 英語に関する調査の結果については、「聞くこと」、「読むこと」、「書くこと」の合計を集計する。また、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表することとし、都道府県別、指定都市別の公表は行わない。
- (2) 期間内実施校の英語「話すこと」に関する調査の結果については、参考値として当該学校とその設置管理者、所管する都道府県教育委員会に提供することとし、公表は行わない。
- (3) やむを得ず、ICT端末を活用した調査の実施が困難な学校については、設置管理者の判断により学校単位で英語「話すこと」に関する調査を実施しないこととすることができる。その場合においても、「話すこと」に関する調査及び調査結果を活用した教育指導等の改善が行えるよう、期間内実施校の調査実施後速やかに、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。

8. 調査結果の取扱い

文部科学省は、以下のとおり、調査結果を示し、公表するとともに、各教育委員会及び学校に対して、調査結果等を提供する。

また、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条第17号の規定により、調査の実施、調査結果の活用及び公表等を含め、調査は教育委員会の職務権限である。そのため、教育委員会は、調査結果の活用及び公表等の取扱いについて、主体性と責任を持って当たることとする。

(1) 調査結果の示し方

文部科学省は、小学校調査及び中学校調査のそれぞれの結果として、以下の事項等を示す。

ア 教科に関する調査の結果として、

(ア) 国語、算数・数学及び英語（「聞くこと」、「読むこと」及び「書くこと」に関する問題の合計とする。）のそれぞれの教科（以下「各教科」という。）にかかる問題の全体の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果については、7.（2）に記載のとおり別途取り扱うこととする。

(イ) 以下をそれぞれ単位とした各教科の平均正答数等の分布等が分かるグラフ

- ① 都道府県教育委員会
- ② 都道府県教育委員会（指定都市教育委員会を除く。）
- ③ 指定都市教育委員会
- ④ 教育委員会
- ⑤ 学校
- ⑥ 児童生徒

(ウ) 各教科の設問ごとの正答率等

(エ) 各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合

イ 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の結果として、

(ア) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況

(イ) 児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析

ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(2) 文部科学省による調査結果の公表

文部科学省は、調査の目的を踏まえ、以下の事項等について調査結果を公表する。文部科学省が公表する調査結果については、公表後速やかに、文部科学省ホームページに掲載する（文部科学省における調査結果の公表の体系は別紙5）。

ア 以下の（ア）から（オ）までの区分に応じ、上記（1）ア及びイで示した結果

(ア) 国全体（国・公・私立学校全体の状況又は国・公・私立学校別の状況）

(イ) 都道府県ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

(ウ) 都道府県（指定都市を除く。）ごと（都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）

- (エ) 指定都市ごと（指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- (オ) 地域の規模等に応じたまとまりごと（「大都市」（指定都市及び東京23区）、
「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況）
- イ 教科に関する調査の解答状況及び質問紙調査の回答状況（一般に公開された場合に、
個人、学校、設置管理者等が特定されることのないよう、データの匿名化处理（必要に
応じて疑似データ化等の処理を含む。）を行ったもの）
- ウ その他、調査の目的の達成に資する分析

(3) 調査結果等の提供

各教育委員会、学校及び児童生徒に対する調査結果等の提供は、調査報告書のほか、
以下のとおりとする。なお、英語「話すこと」に関する調査の結果のうち期間内実施校の
結果が含まれるものについては参考値として提供する。

ア 文部科学省は、調査の目的の達成に資するため、各教育委員会及び学校に対して、以下
の調査結果を提供する。

(ア) 都道府県教育委員会

- ① 当該都道府県教育委員会が設置管理する各学校の状況
- ② 当該都道府県教育委員会における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の
状況
- ③ 当該都道府県教育委員会（指定都市を除く。）における市町村教育委員会が設置
管理する学校全体の状況
- ④ 域内の各市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ⑤ 域内の市町村教育委員会が設置管理する各学校全体の状況

(イ) 市町村教育委員会

- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況
- ② 当該市町村教育委員会が設置管理する各学校の状況

(ウ) 学校

- ① 当該学校全体の状況
- ② 各学級の状況
- ③ 各児童生徒の状況
- ④ 各児童生徒に関する個人票

(エ) その他、調査の目的の達成に資する調査結果

イ 各学校は、各児童生徒に対し、個人票を提供する。

(4) 調査結果の活用

ア 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査の目的を達成するため、以下の
ような調査結果を活用した取組に努めることとする。

(ア) 各教育委員会及び学校等においては、多面的な分析を行い、自らの教育及び教育施策
の成果と課題を把握・検証し、保護者や地域住民の理解と協力のもとに適切に連携を
図りながら、教育及び教育施策の改善に取り組むこと。

- (イ) 各学校においては、調査結果を踏まえ、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等に努めるとともに、自らの教育指導等の改善に向けて取り組むこと。
- (ウ) 各教育委員会においては、調査結果を踏まえ、それぞれの役割と責任に応じて、学校における取組等に対して必要な支援等を行うなど、域内の教育及び教育施策の改善に向けた取組を進めること。
- (エ) 文部科学省は、児童生徒の学力や学習状況をきめ細かく把握・分析することにより、教育及び教育施策の成果と課題を検証し、その改善に取り組むこととする。また、各教育委員会及び学校等における取組に対して必要な支援等を行うなど、教育及び教育施策の改善に向けた全国的な取組を進めることとする。
- イ 各教育委員会、学校等及び文部科学省においては、調査結果についてより一層多面的な分析や研究が行われるよう、調査結果を活用した以下のような取組を進めることができる。
 - (ア) 文部科学省は、本実施要領及び別に定めるガイドラインに基づき、集計結果データ（児童生徒の解答用紙番号ごとに、各教科の解答状況及び児童生徒質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの並びに学校コードごとに、各教科の平均正答数等、児童生徒質問紙調査の回答割合及び学校質問紙調査の回答状況等を一覧にしたもの）を大学等の研究機関の研究者又は国の行政機関等の職員に貸与し、学術研究の振興、高等教育の振興又は施策の推進のために活用することとする。
 - (イ) 各学校においては、各学校の設置管理者の判断の上、以下のいずれかの方法により、小学校調査の結果等について学校間での情報共有を図り、成果と課題を継続的に把握・検証し、教育の改善・充実に取り組むことができる。
 - ① 児童の保護者の同意を得るなど、法令に基づき必要な措置を講じた上で、児童が進学する学校に小学校調査の結果を送付すること
 - ② その他各学校の設置管理者の判断による適切な方法

(5) 調査結果の取扱いに関する配慮事項

調査結果については、調査の目的を達成するため、自らの教育及び教育施策の改善、各児童生徒の全般的な学習状況の改善等につなげることが重要であることに留意し、適切に取り扱うものとする。

調査結果の公表に関しては、教育委員会や学校が、保護者や地域住民に対して説明責任を果たすことが重要である。一方、調査により測定できるのは学力の特定の一部分であること、学校における教育活動の一側面であることなどを踏まえるとともに、序列化や過度な競争が生じないようにするなど教育上の効果や影響等に十分配慮することが重要である。

このことを踏まえ、具体的な公表の手続等は、以下のとおりとする。

ア 教育委員会及び学校による調査結果の公表

- (ア) 都道府県教育委員会においては、調査の実施主体が国であることや、市町村が基本的な参加主体であることなどに鑑みて、以下のとおり取り扱うこと。
 - ① 自らが設置管理する学校の状況については、それぞれの判断において、(エ)に基づき公表することは可能であること。
 - ② 域内の市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況及び各学校の状況については、市町村教育委員会の同意を得た場合は、(エ)に基づき、当該市町村名又は

当該市町村教育委員会が設置管理する学校名を明らかにした公表（市町村名又は学校名を特定することが可能な方法による公表を含む。以下同じ。）を行うことは可能であること。

なお、個々の市町村名又は学校名が明らかとならない方法（例えば、教育事務所単位の状況の公表等）で、（エ）に基づき公表することは、都道府県教育委員会の判断において可能であること。

- ③ ①又は②に基づき個々の市町村名・学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ④ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (イ) 市町村教育委員会においては、以下のとおり取り扱うこと。
- ① 当該市町村教育委員会が設置管理する学校全体の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
 - ② 自らが設置管理する学校の状況について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。この場合、個々の学校名を明らかにした公表を行うことについては、その教育上の影響等を踏まえ、必要性について慎重に判断すること。
 - ③ 自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合も、自らが個々の学校名を明らかにした公表を行う場合に準じて取り扱うこと。
- (ウ) 学校においては、自校の結果について、それぞれの判断において、（エ）に基づき公表することは可能であること。
- (エ) 調査結果の公表に当たっては、以下の①から⑥までにより行うこと。
- ① 公表する内容や方法等については、教育上の効果や影響等を考慮して適切なものとなるよう判断すること。
 - ② 調査結果の公表を行う教育委員会又は学校においては、単に平均正答数や平均正答率などの数値のみの公表は行わず、調査結果について分析を行い、その分析結果を併せて公表すること。さらに、調査結果の分析を踏まえた今後の改善方策も速やかに示すこと。
 - ③ (ア) ①又は(イ) ②に基づき教育委員会が個々の学校名を明らかにした公表を行う場合、又は(ア) ②において市町村教育委員会が学校名を明らかにした公表に同意する場合は、当該学校と公表する内容や方法等について事前に十分相談するとともに、公表を行う教育委員会は、当該調査結果を踏まえて自らが実施する改善方策を調査結果の公表の際に併せて示すこと。
- また、教育委員会において自らが設置管理する学校に自校の結果を公表するよう指示する場合は、教育委員会は自らが実施する改善方策を速やかに示すとともに、公表する内容等について学校に指示する場合は、教育委員会は当該学校とそれらについて事前に十分相談すること。
- なお、平均正答数や平均正答率等の数値について、一覧での公表やそれらの数値により順位を付した公表等は行わないこと。
- ④ 調査の目的や、調査結果は学力の特定の一部であること、学校における教育

活動の一側面であることなどを明示すること。

⑤ 児童生徒個人の結果が特定されるおそれがある場合は公表しないなど、児童生徒の個人情報の保護を図ること。

⑥ 学校や地域の実情に応じて、個別の学校や地域の結果を公表しないなど、必要な配慮を行うこと。

(オ) 教育委員会が独自に実施する学力調査の公表の取扱いについては、もとよりそれぞれの教育委員会の判断に委ねられること。

イ 文部科学省が公表する内容以外の調査結果の取扱い

(ア) 文部科学省は、調査結果のうち、自らが公表する内容を除くものについて、これが一般に公開されることになると、序列化や過度な競争が生じるおそれや学校の設置管理者等の実施への協力及び国民的な理解が得られなくなるなど正確な情報が得られない可能性が高くなり、全国的な状況を把握できなくなるなど調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると考えられるため、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成11年法律第42号）第5条第6号の規定を根拠として、同法における不開示情報として取り扱うこととする。

(イ) 教育委員会等は、文部科学省から提供を受けた調査結果のうち公表する内容を除くものについて、(ア)を参考に、それぞれの地方公共団体が定める情報公開条例に基づく同様の規定を根拠として、情報の開示により調査の適正な遂行に支障を及ぼすことのないよう、本実施要領の趣旨、特にア(エ)を十分踏まえ、適切に対応する必要がある。

9. 調査実施に当たっての相談体制

(1) 学校の設置管理者である市町村教育委員会等においては、所管の学校からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行う。

(2) 文部科学省は、調査実施に当たっての市町村教育委員会及び学校等からの問合せや調査問題の配送・回収状況の把握・確認等に対応するため、民間機関に委託して、コールセンターを設置する。

10. 留意事項

(1) 各教育委員会及び学校等における調査の実施及び調査結果の活用等

ア 調査の目的に鑑み、各教育委員会及び学校等においては、調査結果を直接又は間接に入学者選抜に関して用いることはできないこととする。

イ 各教育委員会及び学校等においては、調査を実施するとともに、調査結果等を活用するに当たり、以下の体制を整備することとする。

(ア) 各教育委員会等においては、調査責任者及び担当者等を指名するとともに、所管の学校からの相談に対応するなど、適切に実施体制を整備すること。

(イ) 各学校においては、調査責任者及び担当者等を指名し、適切に実施体制を整備すること。

(ウ) 教育委員会及び学校等においては、調査の実施に当たって、調査の目的や内容、調査結果の取扱い等を児童生徒及び保護者等の関係者に周知すること。

(エ) 各教育委員会及び学校等において、調査問題等の調査に関して知り得た秘密について

は、その保持を徹底すること。

(オ) 各教育委員会及び学校等においては、提供された調査結果等について、本実施要領に基づいて適切に利用するとともに、管理を徹底するために、必要な措置を講ずること。

(カ) 各教育委員会及び学校等は、調査の目的の達成に資するよう、調査結果等の活用を図るため、調査結果等の提供を受けることを希望する関係機関等において、本実施要領の趣旨が遵守されることが確認できた場合に限り、当該機関等に対して調査結果等を提供することは可能であること。

(キ) 各教育委員会及び学校等においては、調査結果の分析やこれを活用して教育及び教育施策の改善等に向けた取組等を進めるための体制を整備すること。

(2) 個人情報の保護

ア 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、調査に使用する解答用紙等について、児童生徒及び保護者の氏名を取得しない形式を用いることとする。

イ 文部科学省及び文部科学省が委託した民間機関は、個々の児童生徒を識別することを目的として、各設置管理者及び各学校等に対して、氏名を取得しない形式での実施方法（匿名加工）に関する情報その他の情報を取得し、調査結果等と照合しないこととする。

ウ 各教育委員会及び学校等においては、調査に関して知り得た個人情報について、個人情報保護法（平成15年法律第57号）や個人情報保護法に関する条例等に基づき、適切に取り扱うこと。

(3) 調査日程の変更等

調査の実施日に、特定の学校において調査を実施できないやむを得ない事情がある場合は、教育委員会及び学校等の判断により、当該学校における調査実施日を後日に変更すること、または実施しないこととすることができる。なお、調査実施日を後日に変更する場合、全体の集計からは除外することとするが、文部科学省は、調査日の翌19日水曜日以降4月28日金曜日まで（英語「話すこと」に関する調査については5月26日金曜日まで）に実施された調査については、採点及び調査結果の提供を行うこととする。

(4) 教育課程上の位置付け

調査の教育課程上の位置付けについては、教育委員会及び学校の判断により、以下のとおり取り扱うことを可能とする。

ア 教科に関する調査については、以下のとおり、当該教科の授業時数の一部として取り扱うことを可能とする。

(ア) 小学校調査

国語及び算数：それぞれ1単位時間相当

(イ) 中学校調査

① 国語及び数学：それぞれ1単位時間相当

② 外国語：1.3単位時間相当

イ 児童生徒質問紙調査については、特別活動（学級活動）の一部として取り扱うことを可能とする。

(5) 障害のある児童生徒に対する配慮

障害のある児童生徒については、各学校の判断により、当該児童生徒の障害の種類や程度に応じて、調査時間の延長、点字・拡大文字・ルビ振り問題用紙の使用、代筆解答用紙の使用、別室の設定などの配慮を可能とする。

(6) 日本語指導が必要な児童生徒に対する配慮

日本語指導が必要な児童生徒については、原則として、他の児童生徒と同様の授業を受けている児童生徒について、調査の対象とする。ただし、例えば、国語、算数・数学又は英語の時間に取り出し指導を受けているなどの事情がある場合は、当該教科を調査の対象としないことを可能とする。なお、調査を行うに当たっては、各学校の判断により、調査時間の延長、ルビ振り問題用紙の使用などの配慮を可能とする。

(7) 児童生徒質問紙調査におけるICT端末を活用したオンラインによる回答

児童生徒質問紙調査について、一部の学校で、児童生徒の活用するICT端末等を用いたオンラインによる回答方式で実施する。当該学校において、教科に関する調査を調査日に実施し、本方式で4月10日月曜日以降5月16日火曜日までに実施された児童生徒質問紙調査は、全体の集計に含めるものとする。

(8) 調査問題等の公表

文部科学省は、調査の実施後、調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表する。ただし、中学校英語「話すこと」については、期間内実施校の調査期間の最終日である5月26日金曜日までは調査問題、正答例、出題の趣旨及び解答類型を公表しない。

(9) 調査マニュアルの作成・配布

調査の具体的な実施方法等については、令和5年2月下旬から3月上旬頃に作成・配布する予定の調査マニュアルで示す。

調査の実施に関する時間割モデル

1. 調査実施日

令和5年4月18日(火)。ただし、英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校については、4月19日(水)から5月26日(金)までの間で文部科学省が指定した日に実施する。

2. 時間割モデル

◆小学校

1時限目	2時限目	
国語 (45分)	算数 (45分)	児童質問紙 (20～40分程度)

※児童質問紙調査は、2時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

◆中学校

＜英語「話すこと」に関する調査の当日実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	4時限目	5時限目
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)	英語 「話すこと」

＜英語「話すこと」に関する調査の期間内実施校の場合＞

	1時限目	2時限目	3時限目	
調査日	国語 (50分)	数学 (50分)	英語 「聞くこと」・ 「読むこと」・ 「書くこと」 (45分)	生徒質問紙 (20～45分程度)

※生徒質問紙調査は、3時限目終了後に、各学校の状況に応じて、柔軟に実施可能。

文科省 指定日	
	英語 「話すこと」

＜補足＞

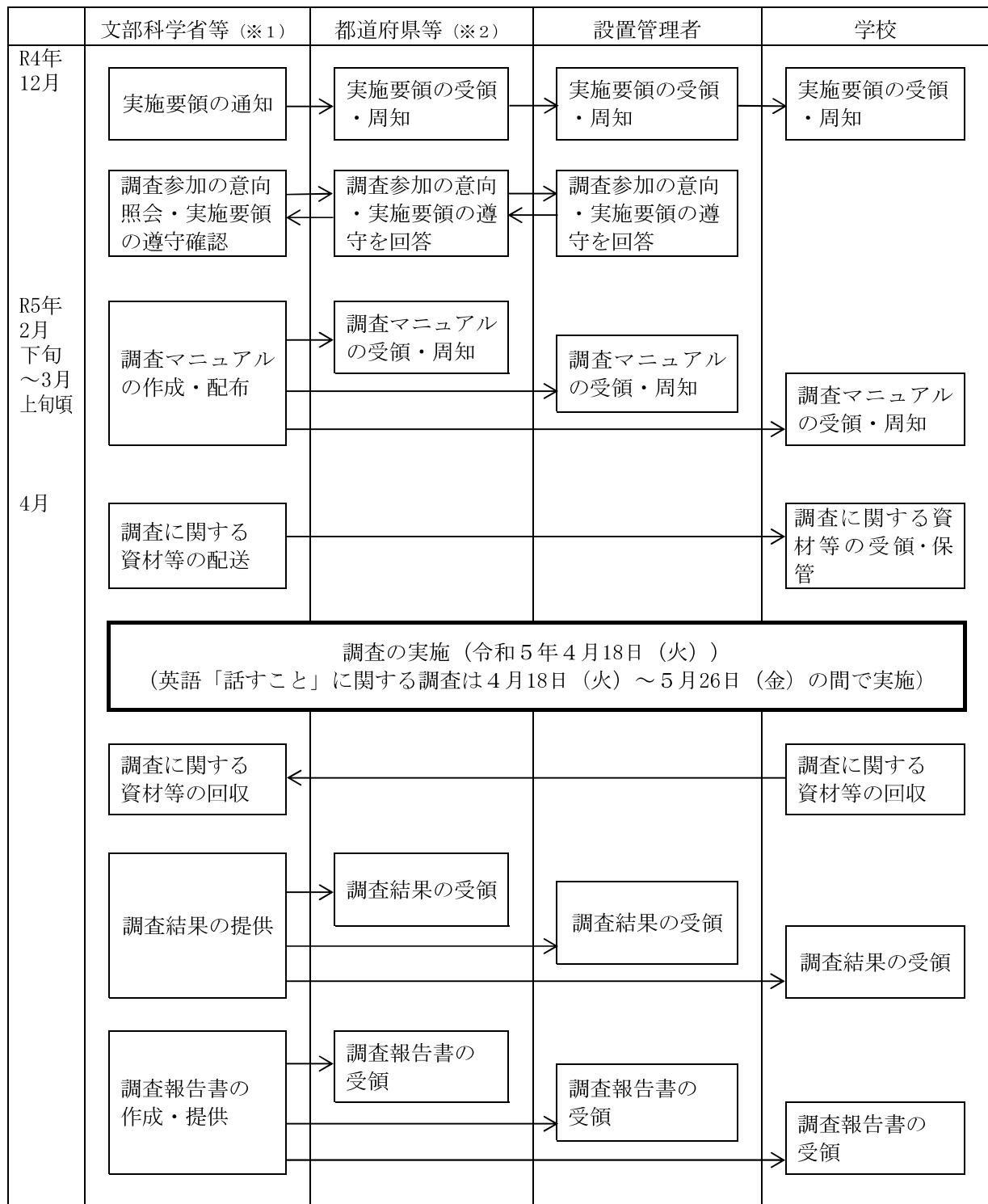
※英語「話すこと」に関する調査の所要時間は、5分（準備や移動に要する時間を合わせて15分）程度である。なお、当日実施校においては、調査対象の生徒数によって、ネットワーク環境を考慮して5、6時間目に生徒を分けて実施することもできる。

※紙面で実施する調査の後日実施は、4月19日(水)から4月28日(金)まで可能である。

※児童生徒質問紙調査については、一部の学校で、児童生徒が活用するICT端末等を用いて実施する（実施期間は4月10日(月)～5月16日(火)）。

※各教科に関する調査の解答時間終了直後に、調査問題に関する質問項目（2問程度）も回答することとする。

調査の実施に関するスケジュール (予定)

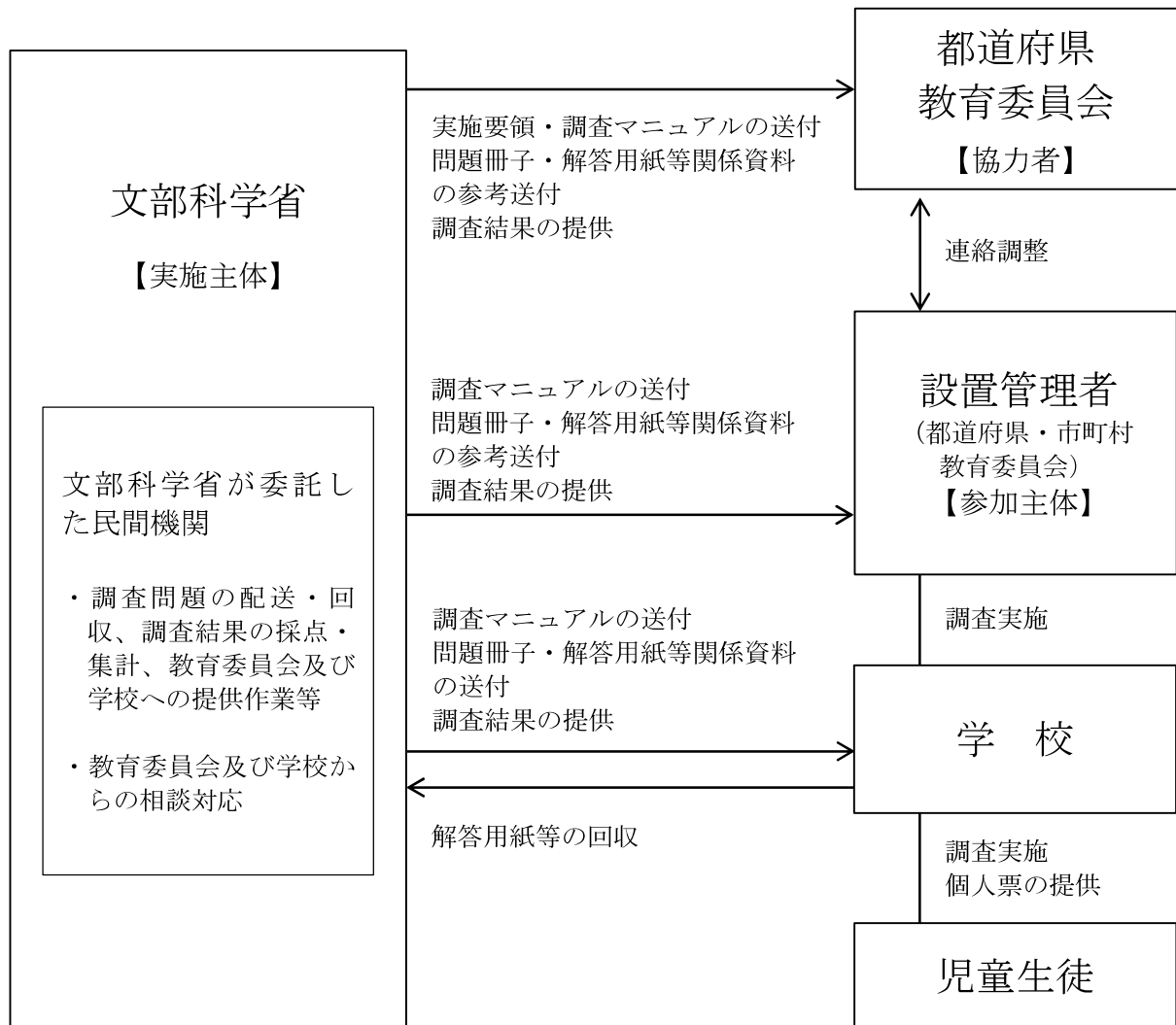


※1 文部科学省等には、国立教育政策研究所、文部科学省が委託した民間機関を含む。

※2 都道府県等とは、公立学校の場合は都道府県教育委員会、私立学校の場合は都道府県知事部局等をいう。設置管理者である指定都市教育委員会、国立大学法人及び公立大学法人に対する「実施要領の通知」及び「調査参加の意向照会」等は、文部科学省から直接行う。

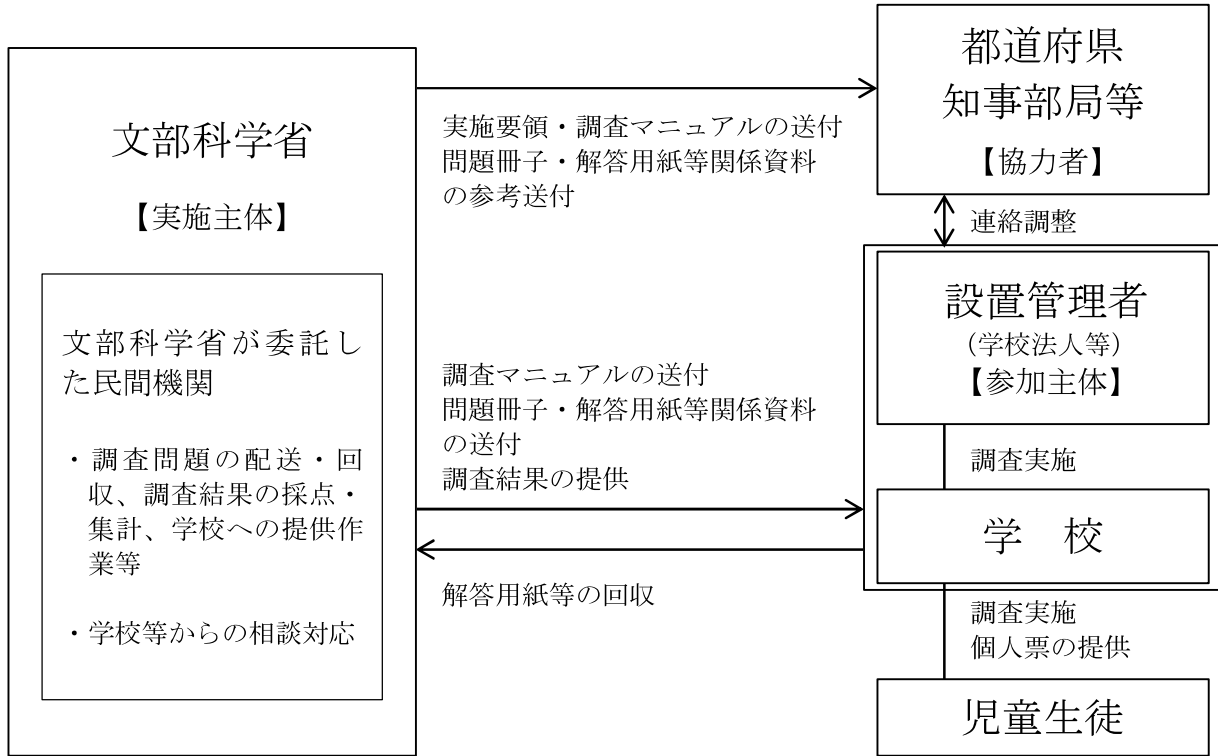
調査の実施系統図【都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校】

都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



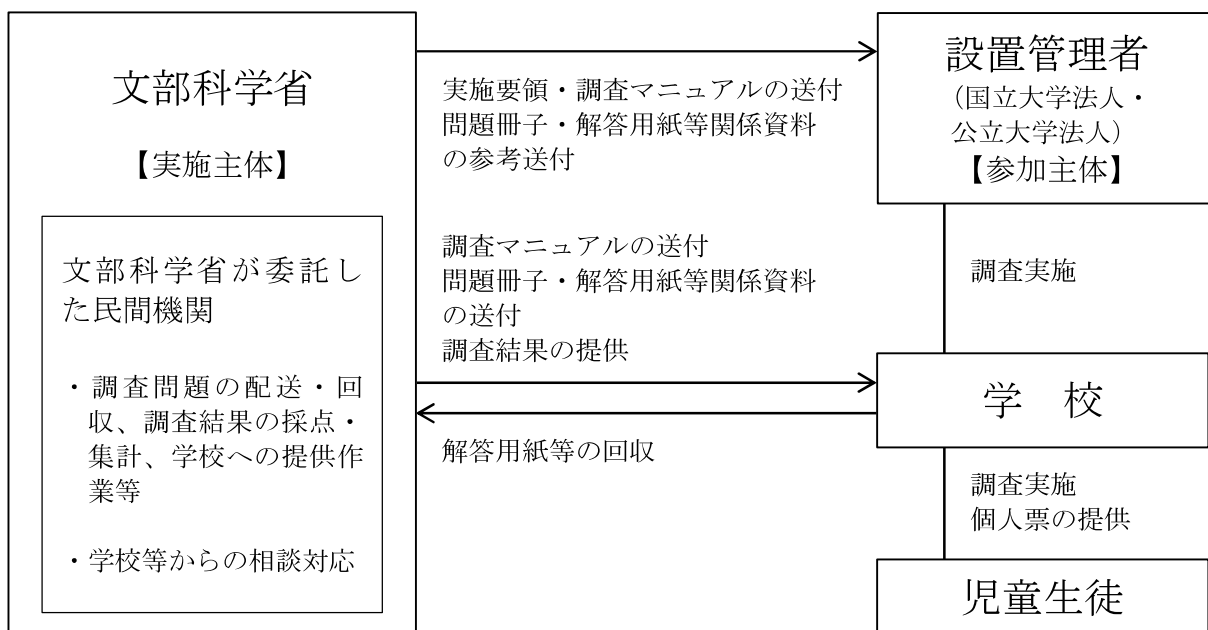
調査の実施系統図【私立学校】

私立学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



調査の実施系統図【国立学校、公立大学附属学校】

国立学校及び公立大学附属学校において実施する場合、調査は次のような系統で行う。



文部科学省における調査結果の公表の体系

実施要領の記載		公表の区分※3					
		8.(2)ア(ア) 国全体 (国・公・私立学校全体の状況 又は国・公・私立学校別の状況)	8.(2)ア(イ) 都道府県ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(ウ) 都道府県(指定都市を除く。)ごと (都道府県教育委員会及び市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(エ) 指定都市ごと (指定都市教育委員会が設置管理する学校全体の状況)	8.(2)ア(オ) 地域の規模等に応じた まとまりごと (市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況)※1	
調査結果の内容	8.(1)ア(ア) ・各教科の平均正答数、平均正答率、中央値、標準偏差等	○	○	○	○	○	
	8.(1)ア(イ) ・右の欄のそれぞれを単位とした平均正答数等の分布等が分かるグラフ	①都道府県教育委員会	○	-	-	-	-
		②都道府県教育委員会(指定都市を除く。)	○	-	-	-	-
		③指定都市教育委員会	○	-	-	-	-
		④教育委員会	○	-	-	-	-
		⑤学校	○	-	-	-	-
		⑥児童生徒	○	○	○	○	○
	8.(1)ア(ウ)及び(エ) ・各教科の設問ごとの正答率等 ・各教科の設問ごとの解答類型別児童生徒数の割合	○	○	○	○	-	
8.(1)イ(ア) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況	○	○	○	○	○		
8.(1)イ(イ) ・児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析	○	△ ※2	△ ※2	△ ※2	-		

※1 地域の規模等に応じたまとまり(「大都市」(指定都市及び東京23区)、「中核市」、「その他の市」及び「町村」並びに「へき地」の五つの区分)における市町村教育委員会が設置管理する学校全体の状況

※2 都道府県ごと、都道府県(指定都市を除く。)ごと、指定都市ごとの児童生徒質問紙調査及び学校質問紙調査の回答状況と教科に関する調査の正答率等との相関関係の分析については、必要に応じて文部科学省において公表することがある。

※3 中学校の英語のうち、「話すこと」に関する調査の結果については、当日実施校の結果から推定される全国値のみを公表する。

提案理由

文部科学省が実施する「令和5年度全国学力・学習状況調査」への、さいたま市の対応について、決定するものです。